

大山町 障害者医療費 助成制度

大山町には、障害のある方の医療費を助成する制度があります。病院・薬局で支払った自己負担分（保険適用分）の1/2を助成します。

■対象は、左記の項目に**すべて該当**する方

- ①身体障害者手帳（3級〜6級）・療育手帳（B判定）・精神障害者保健福祉手帳（2級〜3級）のいずれかをお持ちの方。
 - ②6歳（小学校未就学児を除く）から69歳（後期高齢者医療対象者を除く）の方。
 - ③所得税非課税の方。
- 申請に必要なもの
- 領収書（レシートは不可）・印鑑・保険証・障害者手帳
- 助成対象とならないもの
- 歯科診療・食事療養費・室料など
- 問い合わせ先

本庁福祉保健課
☎ 0859・54・5207
中山支所総合窓口課
☎ 0858・58・6112
大山支所総合窓口課
☎ 0859・53・3311

国民健康保険

国保の加入・ 脱退の届出を お忘れなく

国保は、加入するときや脱退するときには、加入者自らが届出をしなければなりません。異動があった日から14日以内に届け出をしましょう。

●届出場所

本庁住民生活課
☎ 0859・54・5210
中山支所総合窓口課
☎ 0858・58・6112
大山支所総合窓口課
☎ 0859・53・3311

■加入

- 退職などで勤め先の健康保険をやめたとき
- 家族の健康保険の扶養からはずれたとき
- ◆必要なもの
健保の資格喪失証明書など、印鑑、既に国保の世帯の場合には国保の保険証

■脱退

- 勤め先の健康保険に加入したとき
- 家族の健康保険の扶養になったとき
- ◆必要なもの
健保の保険証、国保の保険証、印鑑

■その他

- 修学のため子どもが他の市区町村に住むとき
- ◆必要なもの
在学証明書、国保の保険証、印鑑

*加入の手続きが遅れると

●保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担となります。

●保険税は、加入の届出をした月からではなく、資格を得た月の分から納めます。したがって、届け出が遅れた場合でも、加入した月までさかのぼって保険税を納めなければなりません。

*脱退の手続きが遅れると

●保険証が手元にあるため、うっかりそれを使って医療を受けた場合には、国保が負担した医療費をあとで返さなければなりません。

●職場の健康保険などに加入したとき、国保を脱退する届け出をしていないと、保険税（料）を二重に支払ってしまうことがあります。

年金

ねんきん特別 便についての 相談日

社会保険庁からねんきん特別便が順次発送されていますが、鳥取社会保険事務局では社会保険労務士による相談日を、大山町で設けます。

詳しい日程などは防災無線でお知らせしますが、4月から本庁に2名(月に2回)、大山支所・中山支所に各1名(月に1回)の社会保険労務士が来てみなさんのご相談を受けますので、ご利用ください。

■相談時間 10時から15時まで
（相談時間）
■問い合わせ先
本庁住民生活課
☎ 0859・54・5210